

# 平成26年第1回笠松町議会定例会会議録（第6号）

平成26年3月19日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 議 長   | 7番  | 岡 田 文 雄 |
| 副 議 長 | 6番  | 伏 屋 隆 男 |
| 議 員   | 1番  | 尾 関 俊 治 |
| 〃     | 2番  | 古 田 聖 人 |
| 〃     | 3番  | 伊 藤 功   |
| 〃     | 4番  | 川 島 功 士 |
| 〃     | 5番  | 田 島 清 美 |
| 〃     | 8番  | 安 田 敏 雄 |
| 〃     | 9番  | 船 橋 義 明 |
| 〃     | 10番 | 長 野 恒 美 |

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 町 長       | 広 江 正 明   |
| 副 町 長     | 川 部 時 文   |
| 教 育 長     | 宮 脇 恭 顯   |
| 監 査 委 員   | 小 林 正 明   |
| 会 計 管 理 者 | 杉 山 佐 都 美 |
| 総 務 部 長   | 足 立 茂 樹   |
| 企画環境経済部長  | 大 橋 雅 文   |

|        |      |
|--------|------|
| 住民福祉部長 | 岩越誠  |
| 建設水道部長 | 森光彌  |
| 教育文化部長 | 堀康男  |
| 総務課長   | 村井隆文 |
| 企画課長   | 堀仁志  |
| 保険医療課長 | 服部敦美 |
| 福祉健康課長 | 加藤周志 |
| 水道課長   | 鈴木秀夫 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 浅野薫夫 |
| 書記     | 笠原誠  |
| 主任     | 三輪哲義 |
| 主事     | 森仁志  |

1. 議事日程（第6号）

平成26年3月19日（水曜日） 午後1時開議

|      |        |                             |
|------|--------|-----------------------------|
| 日程第1 | 第11号議案 | 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計予算について   |
| 日程第2 | 第12号議案 | 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について  |
| 日程第3 | 第13号議案 | 平成26年度笠松町介護保険特別会計予算について     |
| 日程第4 | 第14号議案 | 平成26年度笠松町下水道事業特別会計予算について    |
| 日程第5 | 第15号議案 | 平成26年度笠松町水道事業会計予算について       |
| 日程第6 | 第1号請願  | 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書   |
| 日程第7 | 第2号請願  | 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についての請願 |

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第11号議案から日程第5 第15号議案まで並びに日程第6 第1号請願及び日程第7 第2号請願について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、第11号議案から日程第5、第15号議案までの5議案並びに日程第6、第1号請願及び日程第7、第2号請願の2請願を一括して議題といたします。

第11号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 消費税については、総括質疑のときにお聞きしましたので、もう1点なのですが、4月から70歳になった方たちの窓口負担が2割になりますよね。これは、国保の事業の中ですか、改めてですが、済みません。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 70歳以上の高齢者の特例の給付に関する内容だというふうに判断させていただきますが、御承知のように、26年4月からは段階的に、新たに70になられる方は従来の1割から2割に変わるということで、そもそも論なんですけれども、法律において、当分の間の措置として今1割になっておったというのが、それが撤廃されて2割に戻るといような形になるんですけれども、あくまで一応国民健康保険の被保険者の給付に関してのお話ですので、そういうことです。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第11号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計予算についてですが、消費税増税による算入と、それから70から74歳の特別の手だてだということでしたが、26年4月1日から、70歳になった方から2割になるという点で、この施策についても反対をいたします。

以上で、反対理由といたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決いたしたいと思います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 後期高齢者医療保険の保険料は、26年度からはどのようになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

後期高齢者医療特別会計予算の主要事務事業説明書の28ページをごらんください。

徴収費の欄に、被保険者数、保険料率というような形で記載をしております。均等割につきましては4万1,840円、所得割につきましては7.99%という形になっています。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） これが25年度と同じですか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） では、お答えします。

均等割につきましては、先ほど申し上げましたように、26、27と2年間、4万1,840円となりました。以前は、現行といいますか、4万670円のところが1,170円引き上げになったということになります。

所得割につきましては、7.99%と申し上げましたが、以前は7.8%ということで0.19ポイント引き上がったこととなります。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 1点だけ、済みません。

先ほどの主要事務事業説明書の28ページの保健事業費の中にある1目 健康診査費の中で、

ぎふ・すこやか健診委託ということで、受診者見込みを1,161人に見込んであるんですけれども、25年度は1,300人ということで、見込みが減っているということは、後期高齢者の方の人数が減ったとは思えないので、実績による見込み減なのか、その辺のところはどういうことがあるんでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、実績の見込みに応じて若干目標数値を下げさせていただいたという結果です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

24年度は1,260人ということで、25年度が1,300人ということは、見込みを上回ったのかどうかわかりませんが、そういうことで今度は減ったから減らしたということなんだろうと思うんですけれども、健康診断というのは予防医療の最も入り口の大事な部分だと思うんですけれども、実績が減りましたので減らしましたという考え方でいいんでしょうか。

確かに若い人ではないので、なかなか早く発見して、早く治療ということにはならんのかもしれませんけれども、軽く済ませるということであると、やっぱり健診を積極的に受けてもらうというようなことが必要だと。医療給付費を下げる面からでもそういうことは必要だと思うんですけれども、その件についてはどのようにお考えですか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

まさしく議員御指摘のとおりで、事務局側の考え方としては決して後ろ向きではないつもりなんですけれども、もともと国の指導に基づいて、50%で予算計上をしておったところなんですけど、いかんせんずうっと大体38%前後という形で、非常に厳しい状況だということで、今回、その間をとるような形で43%ほどにさせていただいたんですけれども、どうしても高齢者の方というのは医療機関にかかってみえる方が多いもんで、御自分の健康を熟知してみえる方というのは、いろんな事情があられるかと思えますけれども、極端に数値を上げるというのがちょっと難しい部分がありましたので、予算的にこういう措置をとらせていただいたというところなんです。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 大変理屈の通ったというか、見かけ上はそのとおりだというような御答弁だったと思うんですけれども、それにしても、例えば病院へ行っておったとしても、全然違

う部位というのはなかなか見ないわけですね。よほど痛いとかかゆいとかということがあれば別ですけども、そうでないと発見できない部分というのもあると思うので、やっぱり健診というのは重要だと思いますので、ぜひとも周知とか啓発をお願いしておきます。以上です。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第12号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論をいたします。

やはりこの会計は、岐阜県一本になった後期高齢者会計ですので、なかなか見にくい部分がありますが、1つは希望として、先ほど保険料をお聞きしましたが、前年度と比べてどうか、または期ごとに、2年ごとに改定が検討されるんだと思いますけれども、そのときにはそうした説明もきちっと入れていただけるとありがたいと思っております。

それで、この会計につきましては、1つは被保険者の高齢者の方の保険料がまた値上げになるという点と、それから消費税に伴う予算編成になっているという点で、反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 一般質問などでも行いましたが、第13号議案 平成26年度笠松町介護

保険特別会計予算について、反対討論をいたします。

1つは、税と社会保障の一体改革の中で、介護保険の内容の見直しが行われる中で、要支援1、2が外されていく方向が見えている予算であったり、そして消費税の増税に伴う予算になっておりますので、この予算に反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第14号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計予算につきましては、消費税に伴う下水道料金の引き上げの条例改正も伴っておりますし、消費税増税の算入された予算となっておりますので、反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 平成26年度笠松町水道事業会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) 第15号議案 平成26年度笠松町水道事業会計予算につきましては、消費税増税の算入された予算となっていますので、反対をいたします。

○議長(岡田文雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「ありません」の声あり]

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第1号請願 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

2番 古田聖人議員。

○2番(古田聖人君) 第1号請願 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書に対する反対の立場からの討論をさせていただきたいと思っております。

御承知のように、日本の財政は非常に厳しい状況にあります。この財政を圧迫している要因の1つが、ふえ続ける社会保障費であることは、皆さん十分御承知だと思います。特に今後、少子・高齢化の進捗に伴い、我が国の財政はさらに悪化の一途をたどるという懸念が広まっております。

こうした中、国が進めております社会保障制度改革は、次世代への負担の軽減を目指したものであり、この地域支援事業への移行もこうした改革の一環であると理解しております。

また、請願書では、自治体間の格差がつき、介護の質の低下が懸念されるとの旨が記されておりますが、事、笠松町におきましては、従来どおりのサービスが維持されるものと考えておりますし、またこうしたサービスの質の低下が起きないようにしっかり監督・指導していくのが我々議会の務めであると考えておりますので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長(岡田文雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[挙手する者あり]



10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第1号請願の賛成討論をさせていただきます。

私は、笠松町の地域支援事業が拡充されることについては、拒むわけではありませんが、これまで要支援者に介護給付で行ってきたサービスを外すことは、給付内容や運営基準がなくなり、給付内容、介護の質にもかかわることとなり、いよいよ保険料あって介護なしにつながると思いますので、この請願に応え、国に向けて請願項目に沿った要請をすることに賛成いたします。

○議長（岡田文雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり採択することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、第1号請願は不採択とすることに決しました。

第2号請願 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についての請願についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 第2号請願であります。昨年の12月に国会で成立した法案であります。

そこで、現在でも反対をされている方がいらっしゃるんですが、ジャーナリストを初め報道機関なりが今反対をしておるわけなんですけれども、その他にも、ほかの団体も反対している団体もあるようではありますが、この特定秘密保護法で言われているのは、国家の本当の秘密事項、こういったものが漏れないようにということになっているの。漏れるということは、ジャーナリストとかマスコミ関係で言うならば、いわゆるスクープをしたい、スクープができないということから保護法の廃止を求めているわけなんですけれども、我が国において、外国との秘密もあります。国内での秘密もあります。言論の自由と言いながら、やっぱり秘密事項は守らなきゃならない。国益を損する事柄も中にはあります。

現に、我が国においては、中国漁船が海上自衛隊の船に衝突したときのことも、海上保安庁の方が漏れいされたわけでありまして、そしてアメリカにおいてはCIAの職員が秘密を暴露

したということで海外逃亡をしているというようなこともあります。こうしたことが、国益を見る限り、やはり外国との信頼性だとか、国内事情の統制化、こういったものが阻害されてくるのではないかなということをおもいますし、また特定秘密そのものはどういうものが秘密事項になるかということにつきましては、安倍総理も第三者機関を設置して、そこで決めていくということも明言をされました。

よって、この保護法案はことしの12月から施行するわけですが、そういった政府の考え方に基づくもので私は理解できますので、この秘密保護法の廃止を求めることについては反対をし、このまま成立し、執行していただきたいというふうに思いますので、この請願に対しましては反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第2号請願の賛成討論を行います。

特定秘密の保護に関する法律は、昨年12月6日、参議院本会議で強行採決されました。この法律は秘密規定が曖昧で、接した情報が特定秘密か特定秘密でないかも認識できない中で、公務員のみならず報道関係者、さらには一般国民までも、情報の漏えいということで知らぬ間に処罰の対象とされる危険をはらんでいると思います。

そのように危惧することはないと言われても、安倍政権が実現したいと表明している集団的自衛権の行使、国家安全基本法、武器輸出三原則の改定など、戦争する国づくりの一環と考えられます。政権に都合の悪いことは国民に知らせない、反対を言わせない、ここが狙いだと思います。

特定秘密保護法は、国民の暮らしと人権、平和と民主主義にとって、日本の将来、子供たちの未来に禍根を残すことになると思いますので、この法律は廃止しかないと考え、この請願の趣旨に賛成するものです。

○議長（岡田文雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり採択することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、第2号請願は不採択とすることに決しました。

---

閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、平成26年第1回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成26年第1回笠松町議会定例会を閉会いたしま  
す。

閉会 午後1時32分

上記は会議の次第を議会議務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成26年3月19日

議 長                    岡 田 文 雄

議 員                    安 田 敏 雄

議 員                    伊 藤      功